

次に、申請書の5枚目以降を記入します。

農業生産法人としての事業等の状況（別紙）

< 農地法第2条第3項第1号関係 >

1 - 1 事業の種類

区 分	農 業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業の内容	
現在(実績又は見込み)	米	米粉パンの製造	農業技術の技能講習
権利取得後(予定)	同上	同上	同上

1 - 2 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	6,700 千円	200 千円
2年前(実績)	6,800	200
1年前(実績)	7,200	200
申請日の属する年 (実績又は見込み)	7,800	200
2年目(見込み)	7,900	200
3年目(見込み)	7,900	200

< 農地法第2条第3項第2号関係 >

2 構成員全ての状況 (組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し(その有する議決権を記載したもの)を添付してください。)

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社等

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m <sup>2</sup> )		農業への従事状況(年 月)		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
× × × ×	40 30 20	所有権	10,000	12か月	12か月	耕起・代かき・田植及び稲刈り・脱穀

(記載要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

議決権の数の合計

100

農業関係者の議決権の割合

9/10

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間： 年 12 か月

(2) 関連事業者(法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)
(株)	10	販売先

議決権の数の合計

100

関連事業者の議決権の割合

1/10

(留意事項)

- 1 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 2 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律、米穀の新用途への利用の促進に関する法律のいずれかに基づく認定です。
- 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

< 農地法第2条第3項第3号関係 >

3 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

(1) 農業(労務管理や市場開拓等も含む。)への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況(か月)			
			直近実績	見込み	農作業への常時従事の有無	
					直近実績	見込み
×× ××	市××町××番地	代表取締役	12か月	12か月	有	有

(記載要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業(労務管理や市場開拓等を含みます。)を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

その法人が農業(労務管理や市場開拓等を含みます。)を行う期間： 年 12 か月

(2) 「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況

(該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「 ←→ 」、見込みは「 ←---→ 」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間					← 水稻 →							
その者が農作業に常時従事する期間					←-----→							
					←-----→							

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることです。)

.....  
 以上で申請書の記入は終わりです。

申請書には、農業委員会又は都道府県知事が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

農業生産法人が申請する場合、

- ・ 許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- ・ 定款又は寄附行為の写し
- ・ 法人形態が農事組合法人の場合、組合員名簿の写し
- ・ 法人形態が株式会社の場合、株主名簿の写し
- ・ 投資円滑化法に基づく承認会社が構成員になっている場合、農林水産大臣の承認通知の写しなど承認会社であることを証明する書面及びその会社の株主名簿の写し
- ・ 関連事業者がいる場合、農業生産法人が生産した農作物の購入についての契約書の写しなど、農業生産法人と関連事業者との関係を証明する書面
- ・ 連署しないで許可申請を行う場合、競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・ その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会又は都道府県知事が判断した書類を求めることがあります。  
事前に、まずは農業委員会にご相談ください。

（参考）その他の添付書類の例

営農計画書  
損益計算書の写し  
総会議事録の写し  
申請者が権利を有する農地の位置図  
通作経路図  
農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書  
など